

第1回八戸市子ども・子育て会議議事録

【日時】

平成25年7月29日（月）13:30～15:30

【場所】

八戸市庁 本館3階 第二委員会室

【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：17名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、畠山委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員
田中委員、出貝委員、松井委員、阿部委員、小向委員、小笠原委員、
荒谷委員、瀧澤委員、長澤委員、岡本委員

(2) 小林市長

(3) 事務局（5名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長
工藤副参事（こども支援グループリーダー）、上村主事、吉田（和）主事

【会議次第】

1 開会

2 委嘱状交付式

(1)委嘱状交付

(2)市長あいさつ

(3)会長、副会長専任

3 第1回子ども・子育て会議

(1)八戸市子ども・子育て会議の設置の趣旨について

(2)八戸市子ども・子育て会議の運営について

(3)子ども・子育て支援新制度の概要について

(4)当市の子ども・子育て支援施策の現状について

(5)今後の審議スケジュールについて

(6)その他

4 閉会

議事録

(開会 13 : 30)

○司会

皆様、本日はお忙しい中、おいでくださいまして大変ありがとうございます。では、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

[資料確認]

○司会

ただいまより第1回子ども・子育て会議を開催させていただきます。

当会議は、17名の方にご委嘱いたしますが、本日は、欠席者なしで、全員ご出席ということになります。

ただいまから、八戸市子ども・子育て会議、委員委嘱状交付式を行います。

お名前を申し上げますので、その場にご起立くださるよう、お願いいたします。

市長がお席に参りまして、委嘱状をお渡しいたします。

なお、委嘱状につきましては、最初の方だけ全文を読み上げさせていただきますので、ご了解をお願いします。

[委嘱状交付]

○司会

以上で委嘱状の交付を終わります。

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

[市長挨拶]

○司会

それでは、只今から、当会議の会長・副会長を選任いたします。

本日は、半数以上の出席者でありますので、八戸市子ども・子育て会議条例第7条第2項により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、同条例第7条第1項では、「会長が議長を務めること」、また、「新たに委員の委嘱が行われた後、最初に招集すべき会議の会長の職務は、市長が行う」となっておりますことから、会長が選出されますまでの間、市長が議長を務めますことをご了解願います。

それでは、市長、お願いいたします。

○市長（議長）

只今、事務局から説明がありましたように、暫時、議長を務めさせていただきます。

それでは、会長並びに副会長の選出を行います。

選出は、条例第6条第2項の規定により、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」となっております。

選出方法には、投票と推薦の方法がありますが、推薦の方法でいかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○市長（議長）

それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

○委員

「会長に坂本委員、副会長に関川委員」の推薦の声あり

○市長（議長）

ただいま、会長に坂本委員、副会長に関川委員の推薦がありましたが、皆さま、いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○市長（議長）

それでは、異議なしということですので、会長は坂本委員、副会長は関川委員にお願いすることに決定いたしました。

以上で、私の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは、坂本会長と関川副会長には、それぞれ会長席・副会長席にお着き下さるようお願いいたします。

[会長、副会長着席]

○司会

それでは、初めに坂本会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長

[会長挨拶]

○司会

ありがとうございました。

続きまして、関川副会長からご挨拶をお願いいたします。

○副会長

[副会長挨拶]

○司会

ありがとうございました。

大変、申し訳ありませんが、ここで市長は、次の公務がございますので退席させていただきます。

[市長退席]

○司会

これもちまして委嘱状交付式を終了いたします。

○司会

続きまして、議事に入る前に、本日出席しております事務局職員を、ご紹介申し上げます。

委員のご紹介については省略いたしますので、お手元の資料1ページの委員一覧をご覧くださいようお願いいたします。

[事務局紹介]

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当会議条例第7条により、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事の進行をお願いします。

○会長（議長）

それでは、皆さまの、ご協力をいただきまして、円滑に議事を進めてまいりたいと存じ

ますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、次第に基づきまして、本日の議事に入ります。

はじめに、議事の(1)「八戸市子ども・子育て会議の設置の趣旨等について」でございます。事務局より説明願います。

○事務局

それでは、「八戸市子ども・子育て会議設置の趣旨について」ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、資料1をご覧ください。

まず、設置の経緯ですが、平成24年8月に公布された「子ども・子育て支援法」により「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされております。

この会議は、子育て当事者等の意見反映をはじめ、自治体における子ども・子育て支援施策を実施するうえで重要な役割を果たすものとなることから、新たに「八戸市子ども・子育て会議」を設置するため、必要事項について「八戸市子ども・子育て会議条例」を制定いたしました。

新たな会議として設置する理由といたしましては、ア 「八戸市子ども・子育て会議」という名称を出すことによるPR効果により、子ども・子育てに対する市民の関心を高めることにつながる。イ 子どもの保護者、事業従事者、学識経験者等の参画により、幅広く意見を聴くことができる。ウ 当会議は、同法で、条例で定める附属機関に位置づけるものとされている。以上のことから、新たに設置するものです。

次に、八戸市子ども・子育て会議条例及び会議の概要ですが、まず(1)条例の趣旨ですが、当会議の組織及び運営に関し必要事項を定めるものです。

次に(2)会議の所掌事務といたしましては、①子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事務で「ア」から「エ」までございます。アとイは特定教育・保育施設や保育事業の利用定員を定める際に意見を述べること。ウは市町村子ども子育て支援事業計画に関し意見を述べること。エは子ども子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項や施策の実施状況を調査審議することとなっております。

②「その他」でございますが、児童福祉法その他子どもに関する法律による事務といたしまして、「児童福祉法に規定する市町村児童福祉審議会としての機能」等のほか「次世代育成支援対策推進法に規定する八戸市次世代育成支援行動計画の実施状況の調査審議」の事務を所掌するものでございます。裏面に参りまして、

(3) 会議の委員は18名以内、任期は3年以内としております。委員構成でございますが、委員の区分につきましては、国の子ども・子育て会議の委員構成に準じ、「学識経験のある者」「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」「子どもの保護者」「公募」「関係行政機関の職員」「その他市長が必要と認める者」の6つの区分とし、その構成は表のとおりでございます。

なお、今後の審議状況により、新たな委員の追加が必要となった場合に迅速に対応する

ため、「その他市長が必要と認める者」といたしまして1名の枠を確保しているものであります。

また、専門的な事項を調査する必要がある場合に対応するため、専門委員を置くことができる、としております。

(4)八戸市健康福祉審議会との配慮規定でございますが、八戸市健康福祉審議会は当会議所管事項以外の保健・福祉分野を所管しておりますが、特に計画策定の際に「障がい児に関すること」や「児童の保健・健康に関すること」等について、健康福祉審議会と互いに協力体制を図っていく必要があるものと認識してございます。

そのため、八戸市健康福祉審議会と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の一体的な推進を図ることを規定してございます。具体的な例といたしましては、健康福祉審議会の場において、互いの審議事項について情報共有を行うことや、必要に応じて、健康福祉審議会の各部会へ事務局職員が出席し情報交換を行ってまいりたい、と考えております。

最後になりますが、次ページ以降に条例を添付してございますので後ほどご覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば頂きたいと思っております。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声あり

ただいまの説明を了解していただいたものとして取り計らいます。

続きまして、事務局から(2)「八戸市子ども・子育て会議の運営について」説明をお願いします。

○事務局

それでは資料（議事）の2、八戸市子ども・子育て会議の運営についてご説明いたします。資料の内容をご説明する前に、本議事の趣旨についてご説明したいと思います。今回の会議につきましましては、新たに設置した会議でございますので、今後会議の運営を諮っていく際に必要事項をルール化し、整えることによって円滑な会議の運営を行ってまいりたいと考えております。その為、条例第10条会議の運営について必要な事項は、会議に諮って定めるという規定に基づきまして、必要事項につきましましてご審議をお願いするものでございます。

なお、資料にも記載してございますが、会議の決議をいただきました場合については、その内容について9ページにありますよう運営要綱の形で明文化し、残していきたいと考

えております。

それでは資料に基づき内容をご説明いたします。まず一つ目でございます。会議の開催の通知について。(1) 会議を招集するときは、あらかじめ、召集日時（開催日時のことです）、召集場所、会議の議題及び会議資料を委員に通知するものとします。あらかじめというのは、(2)に記載されております召集日の1週間前を目途としたいと考えております。

次に、2 委員の代理出席についてでございます。(1) 委員のうち、子ども・子育て支援事業の従事者、又は関係行政機関の職員の委員で、会議に出席できないときは、あらかじめ申し出た場合に限り代理出席を認めるものとしてと考えております。(2) 代理出席した者につきましては、議長が求めた場合に限り発言することができるものとし、また、採決には参加できないものとしてと考えております。(3) 代理出席した者には、報酬を支給しないものとします。

次に、3 会議の公開についてでございます。当会議につきましては、公開としたいと考えております。ただし、公開することにより審議に支障を及ぼすおそれがある場合については、非公開とすることができるものとしております。

4 議事録についてでございます。(1)については、議事録の記載事項を定めてございます。(2)については、議事録及び配布資料は公開したいと考えております。ただし、公開することにより審議に支障を及ぼすおそれがある場合については、その全部又は一部を非公開とすることができるものとしております。(3) (2)により議事録の全部又は一部を非公開とする場合は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開してまいりたいと考えております。

5 といしまして、会議の秩序維持についてでございます。会議の秩序維持のために、傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができるものとしております。

6 会議の庶務についてです。会議の庶務については、八戸市福祉部子ども家庭課において処理することとしたいと考えております。

7 その他でございます。冒頭でも申し上げましたが、会議の運営について、先ほどの1～6についてご決議をいただいた場合については「八戸市子ども・子育て会議運営要綱」として明文化していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば頂きたいと思っております。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声あり

ただいまの説明を了解していただいたものとして取り計らいます。

続きまして、事務局から「(3)子ども・子育て支援新制度の概要について」説明をお願いします。

○事務局

上村と申します。私からは資料3、子ども・子育て支援新制度の概要についてということでご説明させていただきます。資料は、国の資料から抜粋しておりまして、今後修正が入る場合もございます。また国の方で行っております子ども・子育て会議第4回までの資料を使っております。資料は、内閣府のホームページにも載っており、インターネット等ご覧になれる場合には、そちらからも見るすることができます。見ることのできない方は事務局まで言っていただければ、差し上げることもできます。本日は概要ということで大まかな説明になってしまうかもしれませんが、詳細を知りたい等ありましたら、事務局までご質問していただければと思います。

それでは13ページをご覧いただきたいと思います。

まず、子ども・子育て関連3法ですが、1つ目としまして子ども・子育て支援法、2つ目としまして認定こども園法の一部を改正する法律、3つ目としましては子ども・子育て支援法・認定こども園法の一部を改正する法律、この2つを施行するために、関係する法律を整備する法律となっております。3法の主旨ですが、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための法律でございます。中段に四角が3つございますが、左が現状と課題ということで、都市部であったり地方であったりと問題は様々ございます。これらの課題に対応するため、真中の対応策としまして、1つ目として、質の高い幼児期の学校教育保育の総合的な提供、2つ目として、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、3つ目の地域の子ども・子育て支援の充実ということで3点をあげております。

この課題と対応策について、実施していく仕組みでございますけれども、右側の四角の中にございます、基礎自治体、市町村が実施主体となります。市町村は地域のニーズに基づき市町村事業計画を策定することになっております。2つ目として社会全体による費用負担として、消費税の引き上げによる財源確保ということでございます。引き上げの時期を考慮して27年4月を目途に新制度の実施が予定されております。3つ目として、国の推進体制の整備ということで、国の方では内閣府に本部を設置してございます。4つ目として、子ども・子育て会議の設置ですが、国の方でも有識者や子育て事業者が参画して、国の子ども・子育て会議を実施しております。八戸市においても、今日子ども・子育て会議の第1回目の会議として行っていくこととなります。

真中になりますが、新たな新制度について、主なポイントということで3つあげております。まず、1つ目として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付として新

たに施設型給付、もう1つが小規模保育所等への給付として地域型保育給付ということで、新たな給付の創設となっております。2つ目のポイントとしまして、認定こども園制度の改善です。3つ目としまして、地域子育て支援の充実ということで、この3つが主なポイントとなっております。次のページを開いてください。

こちらが、今回の制度の全体像としてイメージしていただきたいと思います。左側が給付に関する部分、右側が事業に関する部分としてわけております。まず、子ども・子育て支援給付として、1つ目の施設型給付ということで、現行ですけれども、認定こども園、保育所、幼稚園とそれぞれ様々な給付となっております。これが真中の四角ですが、新制度に移行すると施設型給付に一本化されることとなります。丸の2つ目としまして、地域型保育給付として、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育給付という新たな給付が創設されることとなります。3つ目が児童手当で、現行の制度に基づく、これら3つが給付の全体像となります。

右側に移りまして、地域子ども・子育て支援事業ですが、①から⑬の事業がございます。地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、地域の実情に応じて実施する事業となっております。また、これらの13の事業は法律で規定されているものでございます。こちらのページが全体像ということでイメージしていただければと思います。それでは次のページからは、新制度の主なポイントの3つについて、掘り下げて説明していきたいと思っております。

資料の15ページをご覧ください。

まず、新たな給付制度の創設でございます。新たな給付制度創設ということで、前提となる、新たな施設・事業の認可制度について改善がございます。イメージ図をご覧ください。下の新制度の方になりますけれども、大きく分けまして、保育所の認可と、多様な保育の認可、既存の施設、認可保育所であったり幼稚園であったりが施設型給付ということで一本化されることとなります。右側が地域型保育ということで、多様な保育の認可は、市町村の認可となりますが、新たな2本立ての給付となっております。

まずは、新たな給付の前提となる認可制度がございまして、真中に書いてありますが、認可を受けた施設・事業、施設型給付の対象の認可施設、地域型保育給付の対象事業者は、認可を受けた上で、市町村による定員を定めた上での確認を得て、給付の対象施設・対象事業になりますよ、ということになっております。まず、前提の認可があり、次に市町村の確認を受けて、という仕組みとなっております。

下にうつりまして、市町村の確認でございますけれども、給付の実施主体である八戸市が、認可を持っている認定こども園、保育園、幼稚園、認可施設、次に認可事業者、多様な保育を行う小規模保育などを行う事業者の中で、施設型給付、地域型保育の支給の対象となる事業者を、確認という制度をもって確認することとなります。市町村は核施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行うこととなります。この確認を行う場合は、子ども・子育て会議からの意見を聴くこととなっております。

丸の3つめで、施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなすこととなっております。施設型給付の対象施設には法人格を求めています。ただし、新制度施行前の認可保育施設や地域型保育事業者は、法人でない場合でも対象となる場合もございます。

最後の丸でございますが、各種施設・事業の認可基準及び運営基準の遵守が求められることとなります。次のページに移りたいと思うのですが、施設型給付についての詳細をご説明したいと思います。

施設型給付についてですけれども、まず1番目の四角の中ですが、次のような給付の構成を基本としております。aとしては、3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保育に対する給付となっております。bとしましては3歳未満児ということで、保育に対する給付となっております。繰り返しになりますが、3歳以上児に対しては、教育と、保育が必要であれば保育に対応する給付、3歳未満児は保育に対する給付ということでわかれております。下の方に図を示しておりますが、左は現行の図になっております。幼稚園と保育所とわかれてございますけれども、新たな制度が右側でございますが、3歳以上児と3歳未満児の図に分かれております。3歳以上児につきましては、点線で示していますが、土台に標準的な教育時間に対する給付が創設されます。段が3段にわかれていますが、上にのぼるにつれ保育の必要量に応じて給付が段階的に引き上げられることとなっております。右側の3歳未満児については保育に対応する給付ということで、保育の必要量に応じて給付が段階的に引き上げられる設定となっております。

次のページに移りまして、地域型保育給付の創設についてご説明いたします。

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村による認可事業として、新たに地域型保育事業を行うこととなります。地域型保育事業の位置づけということで図を示しておりますが、大きく4つの事業になるようでございます。

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育ということで4種類に分かれております。それぞれ小規模保育・家庭的保育については利用定員の状況によってわかれているものです。居宅訪問型・事業所内は保育の実施場所としてわかれることとなります。

下の方の丸に移りますが、地域型保育事業については、地域の実情に応じて実施することとなりますので、地域の状況によって担ってくる側面も変わってくることとなります。丸の1つ目に地域型保育の充実による待機児童対策ということで、都市部においては待機児童の対策のために地域型保育事業を通じて待機児童解消を図ることとなり、丸の2つ目ですが、一般的な市町村は、教育・保育施設による対応を基本としつつ、地域型保育を組み合わせることで地域の保育昨日を確保していく2つの側面があります。地域型保育については最後の矢印ですが、原則は3歳未満児の利用であり、3歳以上児の学校教育・保育を提供する認定こども園・幼稚園・保育所との連携を確保していく必要が出てまいります。大きく、地域型保育給付と施設型保育給付と説明して参りましたが、次のページに移りまして、保

保護者さん目線からの利用手続きについて説明したいと思います。

まずは子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。認定の区分ですが、第1号、2号、3号とわかれております。第1号認定子どもですが、3歳以上の学校教育のみ、保育を必要としない子どもで、現行としては幼稚園を利用しているイメージでよろしいかと思います。次に2号認定子どもですが、満3歳以上児の、保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもということで、2号認定子どもにつきましては、学校教育プラス保育も必要になってくるお子様ということになってまいります。第3号認定子どもは、3歳未満児で保育が必要になる子どもということで、3つの区分にわかれております。更に2号3号認定こどもの後ろに書いてありますが、保育を必要とする子どもということで、更に長時間・短時間で認定することが見込まれています。下に保育を必要とする場合の手順として図をお示しておりますが、まずは保護者さんの申請に基づいて事務が進んでいくこととなります。申請に基づいて保育の必要性の認定、保育が必要か必要で無いか。保育が必要であれば、長時間なのか、短時間になってくるのかということを確認することになります。市町村が利用調整や利用可能な施設の斡旋、要請などをし、私立保育所を利用する場合と、認定こども園又は地域型保育事業を利用する場合ということで進んでいくこととなります。こちらが保護者さんから見たときの利用手続きの概要になります。

次のページが利用手続きと給付の流れの全体的なイメージとして図を載せております。左側が現行の制度ということで、幼稚園と保育所にわかれていますが、右側が新たな制度での利用の流れとなっています。市町村が保育の必要性の認定を行って、市町村が利用者に対し個人給付を行うものを、右側にありますが、教育・保育施設が保護者に代わって施設型給付を法定代理受領、保護者に代わって施設が代わりに給付を受取るという仕組みになっています。保育所につきましては、下の米印の細かい部分ですが、保育所に関する費用については委託費ということで施設型給付費とは名前が違いますが、委託費として保育所に対しては払うということになっております。この流れですけれども、施設型給付の流れと地域型保育給付の流れとは、新たな制度と同じ流れになっております。

最後に、下に施設型給付、地域型保育給付の額ということで、イメージの図のとおりですが、まずは、公定価格ということで、保育であったり、教育であったりにかかる全体を公定価格ということで、公定価格については国の方で議論がなされているところであります。この公定価格から利用者の負担額を引いて支給されるのが施設型給付となります。左側が施設型給付となり、幼稚園、認定こども園、地域型保育への払い方となります。右側が保育所の図ですが、保育所については、委託費として市町村が全額公定価格分支払い、利用者からの保育料も市町村で徴収するという仕組みとなっています。少し駆け足になりましたが、こちらが新たな給付制度創設のご説明となります。

次のページを見ていただきたいのですが、新制度の2つ目のポイントになります、認定こども園制度の改善ということでご説明します。まず、認定こども園法の改善とのことで、

認定こども園法の改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設を創設と書いてございます。既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けないとなっており、必ずしも新たな認定こども園への移行を義務付けているものではございません。幼保連携認定こども園の設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみということとで幼保連携型認定こども園は株式会社の参入は不可となっております。

丸の2つ目ですが、財政措置については、認定こども園は施設型給付で一本化となります。下に図がありますけれども、左が現行の制度、右側が改正後の内容となっておりますが、幼保連携型認定こども園改正後ですけれども、改正認定こども園法に基づく単一の認可となっておりますけれども、現行では、左の図のとおり、幼稚園の認可、保育所の認可、それぞれの認可を持って、更に認定を受けて認定こども園という施設として、位置付けられていましたが、改正後には1つの認可、幼保連携型認定こども園の認可を持てばいいこととなります。また、指導監督の一本化ということで、幼稚園の基準に基づく指導監督、保育所の基準に基づく指導監督があったが、認定こども園法に基づく指導監督ということで、認可、指導監督、丸の3つ目の財政措置についても、これらが一本化されるということとなります。

次のページには新たな幼保連携型認定こども園についてお示ししております。こちらは新たな認定こども園法の概要となっておりますので省略しますが、更に次のページに、現行制度と新制度における比較ということでご説明したいと思います。

現行制度が左側の表に示されてございます。右側が新制度ということで、左側の現行制度を見ていただきたいのですけれども、施設の根拠になっている法律であったり、設置主体、認可権者、指導監督など並んでいますが、現行制度では、幼稚園部分、保育所部分と根拠になっている法律が異なっていたり、設置主体であったり、認可権者などもそれぞれ別々になっていましたが、右側の表の新制度において、新たな幼保連携型認定こども園ということで、様々な基準が一本化されることになっていきます。まず根拠となっている法律がそれぞれ別々でしたが、認定こども園法ということで一本化とされます。認可権者につきましても幼稚園部分、保育所部分別々であったものが、認定こども園法に基づく認可に一本化されます。

下から2つ目の財政措置ですけれども、今までは幼稚園部分には幼稚園に関する給付、保育所部分には保育所に関する給付とそれぞれ別々の給付になっていましたが、先に説明したとおり、施設型給付に一本化されます。今まで、幼保連携型認定こども園は別々の法律に基づいていたので、設置者としては手続きが複雑でしたが、新たな制度では事務が一本化されて、スムーズに手続きがなされるよう改善されるものであります。

次のページに参りまして、3つ目のポイントでございます、地域子ども・子育て支援事業についてご説明させていただきます。地域子ども・子育て支援事業については法律で定められている13の事業がありますが、国の資料に基づいて概略を説明させていただきます。①として、新規事業になりますが利用者支援でございます。子育て支援の利用情報収

集・保護者の相談に応じ、それらの人々に関係機関連絡調整にあたる事業。下に事例で示しておりますけれども、報道等でもありますが、横浜市で実施しております保育コンシェルジュなどがこの事業にあたります。②は、地域子育て支援拠点事業で、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。③は、妊婦健康診査ということで、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業でございます。④が、乳児家庭全戸訪問事業ということで、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業になります。⑤が養育支援訪問事業ということで、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児相談、育児・家事援助などを行う事業です。次のページに参りまして、⑥が子育て短期支援事業ということで、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業がありますが、保護者の疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。⑦ですけれどもファミリーサポートセンター事業ということで、児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。⑧が一時的預かり事業ということで、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった場合に、保育所などで一時的に預かる事業です。⑨が延長保育ということで、通常の開所時間、11時間を超えて保育を行う事業です。⑩が病児・病後児保育事業で、保育に欠ける乳幼児で、病気や病気の回復期にある場合に病院、保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育をする事業です。⑪として、放課後児童クラブですけれども、小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業になっています。⑫、⑬についてですが、どちらも新規の事業として規定されておりますけれども、今後、国の子ども・子育て会議において、内容等が明らかになってくると思います。これらが新しい制度の3ポイントとなりますが、次のページから、市町村子ども子育て支援事業計画について説明して参りたいと思います。

まず、こちらのページは、全体のイメージとして見ていただければと思います。まず、事業計画ですけれども、上の四角ですが、事業計画は5か年計画となっております、5年間の計画期間における学校教育・保育、地域の子育て支援事業の需給計画となっております。1つ下の丸の枠の中ですけれども、子ども子育て家庭の状況及び需要ということで、ニーズを把握していくこととなります。真中の矢印にかぶって書かれているところですが、需要の調査、把握ということで、今後、ニーズ調査、八戸市内のニーズを調査していくこととなります。真ん中にありますけれども、事業計画5か年計画と書かれておりますが、まず、量の見込み、ニーズ調査に基づいた量の見込みを把握した上で、その確保方策及び実施時期を事業計画の中で定めていくこととなります。

次のページですけれども、市町村子ども・子育て支援事業ということで、26ページですが、全体的な事業計画の中で必ず書かなければならない、必須の記載事項と、任意記載事項ということで書いてございます。更に次のページで細かく説明したいと思います。

27ページでございますけれども、市町村子ども・子育て支援事業計画のポイントということで1番目の四角の中にございますけれども、ポイントとしましては、量の見込み、ニーズの状況、その後で、ニーズに対する確保の内容、その事業の実施時期ということで計画を立てていくこととなります。

まず、量の見込みですけれども、1つ目としましては、学校教育・保育の量の見込み、及び先ほど説明しました13の子ども・子育て支援事業について、現在利用している利用の状況と今後の利用の希望も踏まえた上で、事業計画の中にニーズの見込みを出していくこととなります。そのニーズですけれども、住民の利用希望の把握が前提ということで、ニーズ調査を行ったうえで計画を立てていくことになっております。次に確保の内容・実施時期ということで、量の見込みに対して、教育・保育施設であったり、それを補完する地域型保育事業であったり、それらの確保の状況というものを計画していくこととなります。量の見込みとの差がある場合には、施設、事業の整備が必要ということで、国の資料にあります。例として、平成27年度に地域型保育事業50人分を整備、平成28年度に施設100人分を整備など、ニーズを満たせない場合には、こういった整備の計画というものを、確保の内容としては計画していく必要があります。

次に地域子ども・子育て支援事業についても、同様に量の見込みに対して確保の方策を計画の中で定めていく必要がございます。下の方の丸の方に移っていきたいのですが、まず、計画を策定していく上でのポイントとしましては、区域の設定を行います。事業計画の中では、この区域ごとにニーズ、確保方策を記入していくこととなります。次の幼児期の学校教育・保育の量の見込みということで、四角で示しておりますが、まずは先ほどご説明しましたが、1号と書いてありますが、3歳以上児の学校教育だけ必要とする児童となります。同じく2号子ども、3歳未満の3号子どもの保育が必要な子どもということで、3つの区分に分かれることとなります。これらの区分をわけた上で、そのニーズに対して、右側の確保の内容・実施時期ということで、1号子どもについては、学校教育を行う認定こども園、幼稚園で確保していく。2号子どもにつきましては、3歳以上児の教育と保育が必要な子どもということで、認定こども園、保育所で確保していく、3歳未満児は保育が必要な子どもということで、認定こども園や保育所及び地域型保育事業で確保していく。それらの確保の内容や、不足がある場合は整備ということで、計画の中で定めていくこととなります。次の丸の2つ目ですけれども、地域子ども子育て支援事業ということで、13の事業についても、同じように量の見込み、確保の内容・実施時期を計画の中で決めていくこととなります。次の内容ですけれども、認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項ということで、こちらについても計画で定めていくこととなります。下の3つにつきましては、任意記載事項となっておりますけれども、産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保など、残りの3つの丸が任意の記載事項となっております。

次のページに移りまして、ニーズ調査の概要ということで、量の見込みの確保の方法と

いうことをお示ししております。(1)の利用希望の把握の主体ですが、市町村が具体的な内容を決定して、ニーズ調査をすることとなります。丸の二つ目ですが、市町村は新制度の趣旨に照らし、下の①②について、①市町村の計画に量の見込みが適切に設定されるような利用希望の把握方法のひな形、ニーズ調査票のひな形を国の方で示すとなっています。市町村においては、ひな形を踏まえて、具体的な調査の内容を決定することとなっております。②についてですけれども、市町村が作成する事業計画において設定される、量の見込みについては、現在の利用状況、今後、これから利用したい、利用する予定などの今後の利用の希望を踏まえていくことが、国の基本指針に規定されることとなります。計画策定のスケジュールですけれども、25年度の夏ということで基本指針がとりまとめられ、国から示される予定となっております。

先週金曜日、7月26日に第5回子ども・子育て会議が実施されたのですが、その中で、国の基本指針のとりまとめが会議の中で終わったようです。正式な基本指針は、来月の下旬頃ということで報道等されております。国の基本指針に基づいて、ニーズ調査を行うこととなります。26年度の前半には、都道府県事業計画、市町村事業計画案のとりまとめとなります。後半の方には、認可、確認等の事前準備ということで、計画案に基づく需給調整を行っていくこととなります。最終的には27年4月には市町村計画に基づいた新制度の施行が予定されています。

それ以外についてですが、右側に地方版の子ども・子育て会議の意見を聴きながら検討していくとなっております。(2)の利用希望の把握方法ですけれども、まず①について対象年齢、新制度は幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の三本柱ということになっておりまして、対象は0から5歳ということになっております。地域の子育て事業ですが、放課後児童クラブにつきましては小学生も入ってきますが、概ね就学前の子どもとなっております。

米印に書いておりますが、放課後児童クラブについては、利用希望の把握対象は、5歳以上の就学前の子どもを基本となっているが、地域の実情を踏まえ、現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握することとしてはどうかと、国の子ども・子育て会議の中でも議論されているところであります。②ですけれども把握の方法は、対象年齢の子どもがいる世帯のアンケート調査となっております。③の把握する具体的な項目ですけれども、先ほどご説明した事業区分、就学前の子どもに対して、教育・保育・子育て支援事業の3つを把握していくとなっております。2番としましては、区分ごとに現在の利用状況プラス今後の利用希望を含めて把握していくことが大事になっています。3番、保育については例えば、これから仕事を探すとなれば、保育の需要がある、そういった希望を踏まえてニーズを把握していくこととなっております。

次のページですけれども、本格施行までのスケジュールを示しております。まず1番目が国における主な作業日程ということで、次の欄が事業計画ということで、市町村計画のイメージとなっております。今後はニーズ調査を経て、事業計画の量の見込みを検討し、

その後確保方策を検討した上で、事業計画案を26年9月を目途に取りまとめることとなっております。

次のページもスケジュールになっていますけれども、国の方で示している全体的なスケジュールとしてご覧いただければと思います。

最後になりますが、今回は概要の説明ということで、だいぶ駆け足になってしまいましたが、制度の詳細につきましては、後日でも構わないので、事務局までお問い合わせいただければ、ご説明したいと考えております。

大変長くなりましたが、これでご説明を終わらせていただきたいと思います。

○会長（議長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば頂きたいと思います。

○委員

はい。28ページ（2）の利用希望の把握方法なのですが、この中に放課後児童クラブとあり、自治体の判断で現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握することとしてどうか、とありますが、高学年というのは、小学校1年生から3年生までではなく、4年生からのことですか。

○事務局

そういうことになります。

○委員

随分高学年の人も、放課後クラブを使いたいという声が聞こえているみたいなので。

はい、わかりました。

○会長（議長）

よろしいですか。他にございませんか。

ではないようですので、ただいまの説明を了解していただいたものとして取り計らいます。

続きまして、事務局から「(4)当市の子ども・子育て支援施策の現状について」説明願います。

○事務局

それでは、私、吉田の方から(4)当市の子ども・子育て支援施策の現状についてご説明させていただきます。着席のまま失礼いたします。

資料4-1をご覧ください。

こちらでは、子ども・子育て支援分野における市の事務について、関係課を機構図にし

て表しております。

福祉部子ども家庭課を主体とし、福祉政策課では主に児童委員に関すること、障がい福祉課では、障がい支援に関わること、また、部は違いますが、市民健康部健康増進課では健康に関わることなど、各課にまたがって子ども・子育てについての業務を行っております。

裏面の32ページをご覧ください。より具体的に抜粋しました、各課の主な事務分掌を記載しております。こちらは、後でご覧いただき、参考になさっていただければと思います。

次に、33ページ資料4-2をご覧ください。これまでの国と当市の取組みについてまとめております。こちらの資料ですが、右側の列に八戸市と記載している部分から下が当市の取組み、その他については、国の取組みなどを記載しているものです。

では、こちらで表している内容についてはポイントを絞ってご説明したいと思います。

1990年に国の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966年（昭和41年）の1.58を下回ったことを契機に、出生率の低下が社会問題として認識されることとなります。そのことを受け、国や各自治体では、「エンゼルプラン」をはじめとした、さまざまな施策を実施してきました。

しかし、少子化には歯止めがかからず、ますます深刻化していくなかで、これまで進められてきた「少子化対策」の視点を「子ども・子育て支援」へと移していきます。

子どもを育成する家庭を、当事者の目線で、社会全体で支援することが必要である、との考えのもと、10年間の集中的・計画的な取組みを推進する「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定されます。そのことにより、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援の取組みを促進するための行動計画を策定し、実施することとなりました。

八戸市においても、平成17年2月に「八戸市次世代育成支援行動計画 前期計画」を策定し、子どもを生みたい人が安心して生めるような環境の整備を図るため、また未来の八戸市の担い手となる子どもたちが、健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、平成17年度からの5年間、計画の推進に取り組んでまいりました。

現在は、前期計画を見直し、ニーズ調査等に基づき平成22年3月に策定した後期計画を推進しているところであります。

そして、昨年24年8月には、子ども・子育て関連3法が可決、成立し、平成25年度に入ると子ども・子育て会議が内閣府に設置されました。当市におきましても、地方版子ども・子育て会議を設置し、皆様に委員となっていただき、新制度に向け動き出したところです。

以上で、資料4-2についてのご説明を終わります。

続きまして、資料4-3をご覧ください。ここからは、当市の子ども・子育て支援施策の現状についてグラフ等を用いて、傾向を示していきたいと思っております。

まずは、八戸市の現状について見ていきます。

(1) 人口の推移。人口は平成17年に旧南郷村との合併で増加しましたが、この10年間

の推移を見ると減少傾向にあります。平成 25 年 3 月末には、24 万人台を割り込みました。

(2) 0～5 歳児数の推移。年々減少傾向にあります。平成 24 年度はやや増加しております。(3) 出生児童数の推移。こちらは、年々減少傾向にあり、ここ数年は 2,000 人を下回っている状態が続いております。続いて(4) 合計特殊出生率。1 人の女性が生涯に生む子どもの数の理論値である合計特殊出生率ですが、2012 年は 1.45 とやや増加しました。けれども、人口を一定の規模で保持する水準 2.08 を大きく下回っている状態が続いております。続きまして(5) 就学前児童の状況を表に表しました。こちらは、当市における、就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を基にその概要を表したものです。各資料の数値を出している時点が違うため、正確な内訳ではありません。だいたいの目安にしていだければと思います。内訳を見ますと、0～1 歳については、施設ではなく在宅で過ごしている児童が最も多くなっております。2～5 歳児については保育所に通っている児童が最も多くなっております。下のグラフですが、各年齢の就学前児童数を 100%とした時の、保育園や幼稚園のそれぞれの割合を示したものです。

次のページをお願いします。ここからは、保育所・幼稚園・認定こども園などの状況についてです。まず(1) 保育所の状況ですが、19 年度から 24 年度についての施設数を記載しております。年々、増減がございまして、25 年度には、新たに 2 か所が開設し、現在は 77 か所の認可保育所がございまして。

次に、下の表ですが入所状況について記載しております。こちらでは定員に対しどのくらいの入所児童がいて、どのくらい申込みがあるのかを示しています。定員総数を超えて入所児童数があるのは、定員超過をして児童が入所している保育園があるためです。また、申込者数と入所児童数の差については、入所保留者となります。表の下に記載しておりますが、この表の「入所保留者」とは、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、保護者の私的な理由などにより特定の保育所を希望し、入所が出来ていない人数でございまして。

それに対しまして、待機児童とは、国の定義をご説明しますと、「入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者」をいいます。繰り返しになりますが、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童には含めません。ですので、当市には待機児童はいないこととなります。

続きまして隣のページ(2)の幼稚園の状況についてです。19～24 年度は、幼稚園数に変動はございません。市立の豊崎幼稚園が、24 年度をもって閉園いたしましたので、25 年度は私立のみ 23 園となりました。幼稚園児数は、年々減少しており、保育所では定員を超過している反面、幼稚園では定員割れの状況が多く見受けられております。

続いて 39 ページをお願いします。(3) 認定こども園の状況ですが、当市には幼稚園型といって(認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ)が 1 園、幼保連携型といって(認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うタイプ)が 3 園の、計 4

園がございませう。

続いて（4）認可外保育施設の状況についてご説明します。青森県へ認可外保育施設として届け出をしている施設が全部で13か所ございませう。認可外保育所とは、児童福祉法に基づき都道府県知事などの認可を受けていない施設のことでせう。

アでは、その経営形態ごとに分類してございませう。まず、事業所内施設とって、その事業所に勤務している従業員向けの託児施設が3か所、ベビーホテルが1か所、それ以外の施設が9か所という内訳でせう。ベビーホテルとは、①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりのこどもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設をいひませう。

施設規模と、利用児童の状況は、イ、ウに示している通りで、補足でせうが、6月1日時点では、211名が認可外施設に在籍してございませう。

続きまして、40ページをご覧ください。当市の子ども・子育て支援施策の現状をご説明します。当市で行っているこども・子育てに関する支援事業は、数多くございませうが、今回は先ほど、資料3の23ページから24ページにかけて触れました、こども・子育て支援法に基づく地域こども・子育て支援事業（13の事業）に挙げられている事業にしぼって、当市の取り組みをご説明したいと思ひませう。

まず①でせう。こちらは、地域子育て支援拠点事業でせう。この事業は、子育て家庭に対し、相互交流の場の提供や、育児不安についての相談、育児講座などを実施し、地域全体で子育てを支援し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的としてございませう。主に、保育所などに入所していない家庭を対象とした子育て支援でせう。

実施形態の種類は、現在はセンター型とひろば型と呼ばれる2つがあります。事業内容、目的は、先に述べた通りでせうが、両者の違いは、地域支援活動を実施しているかどうかでせう。センター型は、地域支援活動が実施要件となっており、例えば公民館などに出向き、育児相談、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせなどを提供してございませう。

続きまして、ひろば型に位置づけられるこどもはっちの利用状況については、抜粋して記載してございませう。平成23年2月11日に開設されて以来、その利用者数（延べ）は年々増加傾向にあります。

続いて41ページに移りまして②妊婦健診でせう。妊娠中に起こりやすい疾病を早期に発見し、安全な出産ができるように健康の保持増進を図るため、基本的な妊婦健康診査を受けられる妊婦委託健康診査受診票を14回分交付するものでせう。当市ではさらに、平成24年4月1日より双子などの多胎妊婦に対し7回分追加交付してございませう。受診票交付者数の推移はグラフの通りで、毎年2,000人前後で推移してございませう。

続いて、③乳児家庭全戸訪問事業でせう。こちらは、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・訪問保健指導員（助産師、看護師）、母子保健推進員（看護師）が家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものでせう。当市では、妊産婦・新生児（乳幼児）訪問指導とあわせ、平成19年度よりこんには赤ちゃん

事業として行っており、訪問実施率は年々増加しています。

続いて、次のページ④子育て短期支援事業。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行うものです。当市では、八戸市社会福祉事業団に委託し、浩々学園で実施しております。

⑤ファミリーサポートセンター事業です。こちらは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行うものです。当市では、八戸市社会福祉協議会に委託し、実施しております。次のページをご覧ください。援助活動件数をまとめていますが、“保育施設への送迎及び保育開始前や保育終了後の預かり”の利用に多く活用されているようです。また、提供会員を対象に、適切な知識・技術の習得を目的とした研修会なども開催しています。

続いて、⑥一時預かりです。保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業となっております。

⑦延長保育です。こちらは、就労形態の多様化に伴う需要に対応するため、民間保育所の通常の開所時間を超えた保育を行う事業となっております。

⑧病児・病後児保育事業です。保育所に通所中の児童等が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に当該児童の保育を行う事業です。病児とは、児童が回復期に「至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合をいいます。病後児とは、児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な場合をいいます。当市では、現在、病児対応型は2か所、病後児対応型は3か所で実施しております。

最後ですが⑨放課後児童健全育成事業です。こちらは、小学校の児童で、授業終了後保護者の労働等により家庭で保護を受けられない留守家庭児童を保護し、健全な育成を図るため、学童保育園を開設・運営している事業です。利用者は年々増加しております。

以上で資料4についてのご説明を終わります。

○会長（議長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば頂きたいと思います。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声あり

ただいまの説明を了解していただいたものとして取り計らいます。

続きまして、事務局から「(5)今後の審議スケジュールについて」説明願います。

○事務局

続きまして資料5をご覧ください。

こちらでは八戸市子ども・子育て会議における、今後の審議スケジュール案についてご説明いたします。

今年度の会議は全4回を予定しており、本日が第1回目となります。今後の会議も国の動向、方針を見ながら、進めていくこととなりますが、第2回目は9月上旬の開催を予定しております。審議内容としましては・次世代育成支援行動計画の実施状況、そして子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり必要となるニーズの把握をするため行う調査における区域設定について取り上げたいと考えております。第3回目は9月中に実施する予定です。ニーズ調査の概要、調査票案について、ご審議いただく予定です。そして、第4回目は12月中を予定とし、この回では、ニーズ調査の結果についてご審議いただく予定となっております。

その後、25年度中に、ニーズ調査に基づき、当市の教育・保育の「量の見込み」を検討し、県に報告いたします。

26年度にはいりますと、市では、①子ども・子育て支援事業計画の策定 ②利用者負担の設定 ③条例の制定などを行っていきませんが、その為に、適宜会議を開催し、実施に向けての審議を行う予定となっております。

以上、簡単ではございますが、今後の審議スケジュールについてのご説明を終わります。

○会長（議長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば頂きたいと思います。

ご了解いただけますでしょうか。

「はい」の声あり

では、よろしく願いいたします。

それでは最後に、「(6)その他」となりますが、何かございませんでしょうか。

○委員

会議資料2の要綱（案）第1条2に、通知は召集日の1週間前を目途に通知とあるが、1週間前だとスケジュールの調整がつけがたい。資料は1週間前でもよいが、日程については1か月前には通知していただきたいです。

○事務局

会議の資料については、作成の都合上1週間位前になるかと思いますが、開催日時については、会議が終わるごとに、次回開催日時についてご審議いただきたいと思いますと考えており

ます。本日も、第2回目の会議の日時について、これから事務局案を提示させていただく予定ですが、これについてご都合が悪ければ日時を改めて設定したいと思います。それでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

資料5で、2回目の会議が、9月上旬、3回目が9月中となっていますが、1回には出来ませんか。

○事務局

国から夏を目途にして、基本指針が出される予定です。

第2回の会議の時には、その基本指針が国から提示されていないので、第3回目に予定しておりますニーズ調査の概要や、調査票の案が国でも固まっていない状況だと思われます。国の調査票案を基に、八戸仕様の案を事務局の方で策定し、会議で審議していただくというかたちで考えております。そこで、量の見込み等を県に報告するスケジュール等がございまして、逆算していきますと9月下旬、10月上旬に第3回目に開催しないと間に合わないスケジュールとなっているためご了解いただきたいと思っております。

○委員

2回目の内容を、第3回目にあわせて行うことは遅すぎるのでしょうか。

○事務局

2回目に審議していただく内容の中に、次世代育成支援行動計画の実施内容がございまして。こちらは、福祉部だけではなく、教育委員会など各課の所管する事業がございまして、事業項目が200項目を超えております。量をみると会議が長時間に及ぶため、2回に分けたいと考えております。

○委員

わかりました。

○会長（議長）

他によろしいでしょうか。

○委員

資料の1八戸市子ども・子育て会議設置の趣旨についての4ページ（3）④の部分に記載している、専門の事項というのはどういうところを指すのでしょうか。また専門委員と

はどのような方を専門委員として置くのかを教えていただきたい。

○事務局

こちらで専門の事項と想定しているものは、病気のお子さんに対する対応、障害をもっているお子さん、障害認定は受けていないけど気になるお子さんの対応事項について、国の中でも審議事項に含めるべきではないかという意見が出されておりますので、当市といたしましてもそのようなお子様についても視点を向けていく必要があるのではないかと考えております。

ただ、こちらで構成している委員の中で、障害者支援団体の方からご出席いただいておりますが、さらに詳しい子どもの保健問題、医療問題について専門的な知識が必要になる場合には、専門委員を置く必要があるのではないかと想定しております。

○委員

ありがとうございました。

○会長（議長）

よろしいでしょうか。先々のことを色々想定しているということですね。
他にございませんか。

○委員

本日の議事録は後でいただけますよね。

○事務局

はい。会議議事録については、先ほど、公開ということでご決議いただきましたので、出来次第、委員の方々にはお配りしたいと思っております。

○委員

おおよその目途として、いつ頃になりますか。できれば第2回の前までにお願ひ出来ればありがたいです。

○事務局

具体的な日にちまではお示しできないのですが、できる限り早い段階で、議事録として起こしたものを配布したいと考えております。

○会長（議長）

ホームページにも出すのですよね。早めにやっていただきたいという要望ですから、取

り計らってください。
他にございませんか。

○委員

資料2の2に委員の代理出席の記載があります。私は、小学校校長会から出席していますが、校長会の会議と重なると、代理を出すことができないのですが。どうしても難しい場合は、欠席ということでもよろしいのでしょうか。

○事務局

もちろん、この規定があるからと言って強制的に代理出席をお願いするものではございません。委員の方によっては、会議の審議状況の連続性が途絶えてしまうことをご心配されている方もいますので、代理出席の方から審議状況を聞いていただくことによって、途絶えることを回避するための規定でございます。それを踏まえた上であれば、もちろん欠席となってもやむを得ず、そちらは各委員のご判断にお任せしたいと考えております。

○会長（議長）

条例第3条2項の2号と5号と規定されておりますので、ご本人の出席が基本となるものです。
他にございませんか。

「はい」の声あり

では、ないようですので事務局の方から。

○事務局

次回の会議の開催日程でございますが、9月2日の月曜日、14時から開催したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○会長（議長）

17名全員の出席はなかなか難しいと思いますが、出来るだけあわせていただければと思います。では、次回は9月2日の月曜日14時から、場所は第三委員会室で決まりました。

それでは、1回目の会議ですが、予定しました審議事項全部終わりましたので、これをもちまして議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司会

委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

お疲れ様でした。

(閉会 15 : 30)

以上